

第 1 回 決算特別委員会会議記録

日 時 令和 3 年 9 月 6 日 (月曜日)
場 所 水戸市議会 第 1 ・ 第 2 委員会室

午前 1 1 時 2 3 分 開会
午後 2 時 2 4 分 散会

付託事件

一般会計及び特別会計決算に関する事項

1 本日の会議に付した事件

- (1) 委員長の互選について
- (2) 副委員長の互選について
- (3) 議案説明
- (4) 今後の審査の日程等について

2 出席委員 (12名)

委員長	小 泉 康 二 君	副委員長	後 藤 通 子 君
委員	萩 谷 慎 一 君	委員	中 庭 次 男 君
委員	綿 引 健 君	委員	森 正 慶 君
委員	黒 木 勇 君	委員	大 津 亮 一 君
委員	袴 塚 孝 雄 君	委員	小 川 勝 夫 君
委員	松 本 勝 久 君	委員	福 島 辰 三 君

3 欠席委員 (なし)

4 委員外議員出席者 (2名)

議長	須 田 浩 和 君	議員	木 本 信 太 郎 君
----	-----------	----	-------------

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	田 尻 充 君	副市長	秋 葉 宗 志 君
市長公室長	小 田 木 健 治 君	総務部長	園 部 孝 雄 君
財務部長	白 田 敏 範 君	市民協働部長	川 上 幸 一 君
生活環境部長	佐 藤 則 行 君	福祉部長兼福祉事務所長	横 須 賀 好 洋 君
保健医療部長	大 曾 根 明 子 君	産業経済部長	鈴 木 吉 昭 君
建設部長	渡 邊 雅 之 君	都市計画部長	加 藤 久 人 君
会計管理者兼会計課長	小 田 木 義 弘 君	消防局長	小 泉 直 紀 君

消 防 次 長	大 内 康 弘 君	教 育 長	志 田 晴 美 君
教 育 部 長	増 子 孝 伸 君	選 挙 管 理 委 員 会 長 事 務 局 長	外 岡 淳 一 君
監 査 委 員 会 長 事 務 局 長	和 田 隆 君	農 業 委 員 会 長 事 務 局 長	横 山 英 雄 君
財 務 部 参 事 兼 財 政 課 長	梅 澤 正 樹 君		

6 事務局職員出席者

事 務 局 長	小 嶋 正 徳 君	事 務 局 次 長 兼 総 務 課 長	天 野 純 一 君
議 事 課 長	大 嶋 実 君	議 事 課 長 補 佐	網 島 卓 也 君
書 記	昆 節 夫 君	書 記	島 田 祐 輔 君

午前11時23分 開会

○須田議長 引き続き、お疲れさまでございます。

本日は最初の委員会でございますので、初めに、正副委員長の互選をお願いし、委員会を進めていただきたいと存じます。

それでは、年長の委員の方に臨時に委員長の職務をお執りいただき、まず委員長を選出していただきたいと存じます。

出席委員長中、年長の方は松本勝久委員でございますので、よろしく願いいたします。

〔臨時委員長 松本勝久君委員長席に着く〕

○松本臨時委員長 引き続き、御苦労さまでございます。

それでは、年長のゆえをもって暫時、臨時委員長を努めさせていただきたいというふうに思います。御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

定足数に達しておりますので、ただいまより決算特別委員会を開会いたします。

委員長の互選

○松本臨時委員長 それでは、委員長の互選を行いたいというふうに思いますが、どのような方法で行うか、お諮りを申し上げます。

袴塚委員。

○袴塚委員 円満な議会運営のためにも、指名推選をお願いいたしたいと思います。

○松本臨時委員長 ただいま袴塚委員のほうから、指名推選ということで御意見がありました。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○松本臨時委員長 では、そのようにさせていただきます。

それでは、袴塚委員のほうから、指名する方のお名前をお願いいたします。

○袴塚委員 決算特別委員会でございますので、学識、経験、そして正義感にあふれた小泉康二君を私は推選します。

○松本臨時委員長 ただいま、委員長に小泉委員が指名されたわけでございますけれども、ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○松本臨時委員長 それでは、そのように決定をさせていただきます。小泉委員がおられますので、委員長と交代させていただきます。御協力ありがとうございました。

〔臨時委員長 松本勝久君退席、委員長 小泉康二君委員長席に着く〕

委員長 小泉康二君就任挨拶

○小泉委員長 ただいま委員長に選出されました小泉でございます。

各委員の皆様方におかれましては、御推挙を賜りまして誠にありがとうございます。僭越ではございます

が、極めて重要な決算特別委員会でございますので、しっかりと円滑な委員会運営に努めてまいりたいと思っておりますので、御協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

副委員長の互選

○小泉委員長 それでは、次に副委員長の互選を行いたいと思いますが、どのような方法で行うか、お諮りをいたします。

袴塚委員。

○袴塚委員 委員長選任と同じように、指名推選で行っていただければ幸いです。

○小泉委員長 ただいま袴塚委員から発言がありましたように、指名推選の方法により行うことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認めます。

それでは、ただいま御発言されました袴塚委員から推選する方の氏名を発表していただくことに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それでは、袴塚委員、お願いいたします。

○袴塚委員 私は補佐役として適任であると思っております後藤通子君を副委員長に推選したいと思います。

○小泉委員長 ただいま袴塚委員から後藤通子委員を副委員長に推選されましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認め、後藤通子委員が副委員長に当選されました。

ただいま当選されました後藤副委員長から、こちらのほうにお越しをいただいて御挨拶をいただきたいと思っております。

〔副委員長 後藤通子君副委員長席に着く〕

副委員長 後藤通子君就任挨拶

○後藤副委員長 ただいま副委員長に選出されました後藤でございます。

微力ではございますが、委員長の補佐役といたしまして、円滑な委員会運営に尽くしてまいりますので、委員の皆様方の御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

○小泉委員長 それでは、これより議事に入ります。

まず初めに、認定第1号 令和2年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定については、いまだ当特別委員会に付託されておりませんが、前例に倣い、執行部より議案の説明をお願いいたします。

〔「委員長、席の順を決めてから」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それでは、当委員会の座席、場所につきましては、現在御着席いただいている場所とするこ

とでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 よろしいでしょうか。それでは、現在の着席のとおりとさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。

まず初めに、認定第1号 令和2年度水戸市一般会計及び特別会計決算認定については、いまだ当特別委員会に付託されておりませんが、前例に倣い、執行部より議案の説明をお願いいたします。

〔「ちょっと委員長」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 今日やるというのは、初めに聞いているんだもの。これ、一日かかるんだから午後からやったらいいんじゃないの。当然今からなんか終わるわけない、これだけの量。

○小泉委員長 午後までかかる予定なんです、ボリュームもありますので、12時前をめどに……

○福島委員 で、午後は5時までやると。

○小泉委員長 午後はその進捗状況次第ですが、多分そこまではかからないんじゃないかなというふうに。委員の皆様方の御協力をお願いしたいと思います。

○福島委員 だって、今まで委員会つくって、正副委員長の指名だけで、それですぐ審議に入ったって……

〔発言する者あり〕

○小泉委員長 皆さんいかがですか。委員の皆さんの御意見をいただければと思いますが……中庭委員。

○中庭委員 私は、ぜひ午後からやったほうがいいんじゃないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○小泉委員長 ほかの委員の皆様……はい、袴塚委員。

○袴塚委員 委員長の御発言で、今から議案説明ということになったときに、これからの審議日程については、日数があると思うのですけれども、どのようにお考えをいただいているのか。

○小泉委員長 今、ちょっと選任されたばかり——一旦ちょっと暫時休憩をさせていただいて、ちょっとこのままでお待ちいただいでよろしいですか。

暫時休憩します。

午前11時31分 休憩

午前11時32分 再開

○小泉委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

それでは、ただいま福島委員からお話ありましたとおり、ここで一旦暫時休憩……はい、松本委員。

○松本委員 決算特別委員会の日程が本日のほかに3日間取ってあるんですよ。ですから、今日ここで説明会をやらなくてもいいんじゃないのかなというような気がするんですけども、もう一度皆さんにお諮りいただければというふうに思います。

○小泉委員長 ただいまの松本委員から御発言をいただきましたけれども、通告等との兼ね合いがございま

して、事前に説明だけに行いたいというところがございますので、それらちょっと調整も含めまして、一旦ここで暫時休憩とさせていただきます、再開を午後1時とさせていただきますと思います。

一応予定といたしましては、午後1時から説明に入らせていただきたいという旨で御準備をしていただければと思いますので……

〔「ちょっと委員長」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 では、通告制ならば、一々説明したときに、一々そのときに通告すればいいの。

○小泉委員長 いえ、通告に関しましては、説明が全て終わった後に御通告の期日を……

〔発言する者あり〕

○小泉委員長 期日を後日設けて、それまでに御通告をいただいて質問に入るという……

〔「通告書を書くだけだって何時間もかかるぞ」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 そうですね、それは、説明をさせていただいた後にお諮りを。

福島委員。

○福島委員 全然、今までと違って何も分からないでどんどん進められるから、こっちもそれなりに用意しなければならないと思う。だって、通告制というのも誰からも出ていないんだよね。今回はまだ出ていない。それを通告と決めるんだから、誰が決めたの、それ。

○小泉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 先ほどちょっと私、申し上げたように、委員長のほうでこれからの日程をまずどのようにお考えになっているのか。今日説明をしたとすれば、通告制にするのかそうじゃないのかも含めて委員会に諮らなくてはならない。諮っていただいて、持ち時間もこれは初めてではありませんから、従来どおりでいいかどうかもお諮りいただく。そういうふうな整理をしていただいて、そして審議時間をいつといつはこういうふうな審議時間でやりますよというようなことで、関連については、例えば10時間認めるのか、3時間なのか、10分なのかということもあると思うんです。その辺の考え方をちょっとおまとめいただいて、そして午後からの委員会にそういったことを皆さんに周知していただいて、賛成をいただいて、お進めいただければというふうに思うのですが。すみません、よろしくお願いします。

○小泉委員長 ただいま袴塚委員から御発言をいただきましたけれども、ただいまのような形で午後再開という形を取らせていただきたいと思います。それまでに私ども正副委員長と執行部、事務局のほうで今後の日程をどのように進めていくのか、また、通告制にするのか、また、関連まで含めて、そういったこともまず冒頭に皆様方にお諮りをさせていただいた後に進行していきたいと思いますので、このタイミングで一旦暫時休憩とさせていただきます。

再開は午後1時ということでよろしくお願いをしたいと思います。

では、暫時休憩いたします。

午前11時36分 休憩

午後 1時 0分 再開

○小泉委員長 それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

今後の審査の日程等について

○小泉委員長 初めに、委員会の審査日程について、お諮りをいたします。委員会の審査日程につきましては、本日を含めまして4日間となっております。前例に倣いますと、本日決算の概要説明をいただき、21日火曜日、22日水曜日につきましては、持ち時間制で通告による質疑を行い、24日金曜日に総括的な御意見を伺った後、採決を行っているところでございます。

今年度の認定審査につきましても、前例に倣い、以上のような進め方をいたしたいと存じますが、いかがでしょうか。

福島委員。

○福島委員 要するに委員会は委員長が諮って日程を決めることになっているんだ。それにはまず、全日程をどのような工程で進むかということですよ。その中で21日と22日に審議をして、24日に採決しますよということですよ。そうすると、今度はその次に審議日程について諮らなければならないわけよ。だから、その審議の日程の詳細というのはどうなっているの。

○小泉委員長 審査の日程につきましては、ただいま申し上げましたとおり、まず全日程が本日を含め4日間でございます。21日、22日につきましては、前年に倣いますと持ち時間制で通告による質疑を行い、24日に総括的な御意見、採決という形ですので、21日、22日に質疑を行うということでございます。

福島委員。

○福島委員 質疑をやるのには、まずは質疑事項を提出しなければならないでしょ。それはどうなっているの。

○小泉委員長 それにつきましては、ただいまの大枠の日程で御了承をいただいた後に、持ち時間について、前例に倣い1時間ですとか、あと、関連質疑等も含めて、この後にお諮りをさせていただきたいと思っております。

福島委員。

○福島委員 そうすると、今、委員長が話された中には通告制にするかしないかという点がある。それと、今話を聞いているとその中で持ち時間はどうするのかと。それから、関連質問はどうするのかと。その点をちょっと諮ってもらいたいのですが、どのようにやるのか。

○小泉委員長 今申し上げておりますのは、大枠の日程の使い方、進行に関しまして、まず、お諮りをさせていただきたいと思っております。それが決まりましたら、その後、通告制にするのかどうか、それは前例に倣ってそうするかどうか委員の皆様方にお諮りをいたします。また、持ち時間に関しましても、前例でしたらば1時間、そして関連質疑に関しましては、質疑、答弁を含めておおむね10分という形が前例ではございますが、それに関しましても全体の日程が決まった後に各委員の皆様方にお諮りをさせていただき、決定をしていきたいというふうに思っておりますので、まずはこの、先ほど申しました4日間、本日を含めての4日間の日程の進行につきまして、申し上げましたとおり21日、22日を質疑、答弁とさせていただきます、24日に総括的な意見を伺って採決するという日程に関しましては、各委員の皆様、いかがでございま

しょうか。

中庭委員。

○中庭委員 私はその4日間をやはりフルに活用するということが必要だと思うので、24日はそうすると要するに意見だけ述べるという日にちにしてしまうということですか。

○小泉委員長 意見と採決。

○中庭委員 採決だから、そうすると例えば、質疑が足りないという場合でも質疑はできないということになっちゃうのかな。

○小泉委員長 それも含めて今、お諮りをさせていただいております。

中庭委員。

○中庭委員 だから、私はやはり24日についても質問者がいればさらに議論をして、質疑をして、その上で意見を述べて採決するということもあり得ると思うので、24日は意見だけの日にしてしまうと、それで終わりというようでは、私はまずいのではないかなというふうに思うので、それを諮っていただきたいということと、それからもう一つ、さっきの話では、通告制だとか、持ち時間だとか、関連の質疑時間だとかというのをこれから諮るわけですか。

○小泉委員長 この後になります。

松本委員。

○松本委員 本日を入れて4日間ということは分かりました。それで、最終日24日は総括的な意見を聞いて採決をするということですから、残りは今日を抜いて2日です。今日説明を受けて通告ですから、その2日間の時間を人数で割って、それで通告制で1人1時間にするとか、それが今までの慣例になっているかと私も思っていますので、それで時間の配分をしていけばいいのではないのでしょうか。

○小泉委員長 ただいま、松本委員から前例を踏襲して委員会運営を図ってはどうかという御意見をいただきましたが、各委員の皆様、いかがでしょうか。

中庭委員。

○中庭委員 私は、その持ち時間をこれから決めようとするわけですが、それを委員の数で割って機械的に進めてしまうというのではなくて、やはり十分な時間で昨年1年間の執行状況をきちんと審議する。そして、これは特別会計も含めているわけですね、一般会計以外に。ですから、やはり十分な審議をするという点では、私は時間制限を決めないでやったほうがいいのではないかと。少なくとも1時間というのは余りにも少な過ぎると。私これまで随分決算特別委員会に出ましたけれども、その1時間という持ち時間制は、もうちょっと、例えば1時間半とか2時間だとか、そういうことができるような、やはり配慮をしていただきたいと思うのですけれども、皆さんに諮っていただきたいと思います。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 問題は、あれだよ、中庭委員。2日間ならばその範囲内で質問はやるんだから、質問の通告を出した人と出さない人も対等に扱うの。

〔「平等なんだ、発言権は」と呼ぶ者あり〕

○福島委員 だから、発言しない人も平等とは言えない。だから、平等というのは、通告制ならば通告する。

平等ならば通告制にしなければいいんだよ。何しゃべってもいいと。だから、その辺の取り決めがあるわけだよ。だから、決めるといのは、あくまでも等しく平等にやるということだから、通告しない人もする人も持ち時間は1時間ですよというわけではないでしょうよ。通告した中で日程を割り振るといことと違うよ。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 ですから、福島委員が言うように、やはりその発言しない人もいるし、発言する人もいるわけです。今までは大体3人から4人ぐらいですから、そうなると、その2日間で、21日と22日で審議した場合、例えば4人出れば午前中でどっちも終わってしまうということで、大幅に時間が余ってしまうということにもなるので、本来ならばたくさんの方が質問するべきなんですけれども、初めから時間を区切ってしまうと、やはり十分な審議ができないということなので、福島委員が言うように、やはり十分な審議ができるように、例えば持ち時間制をやめるとか、そういうことも含めて議論していただきたいと思います。

○小泉委員長 中庭委員、今の時点で各委員の方々が質問をされるかされないかというのは不確定要素でございますので、まずは大きな枠組みとして決めていくのは、各委員の皆様方に平等に時間配分等も含めてお諮りをさせていただきたいというふうに思っております。

調べましたら、過去10年以上、この前例を踏襲して委員会運営をしてきているという中で、その大本には各委員の皆様方、正副委員長を抜いて12名中10名の各委員の皆様方がいらっしゃいますので、その10名の皆様方でおおよそ2日間の質疑の時間を割らせていただいて、そういった形でこの時間が算出されているというところ。これはこの後諮らせていただくのですけれども、そういうような状況でございますので、各委員の皆様方の御意見もいただきながらと思っておりますけれども、願わくば御理解いただきたいというふうに思っております。

袴塚委員。

○袴塚委員 今の時点で質問する人、質問しない人という選別ができない。ですから、2日間の審議ということになれば当然ながら8時間やったとしても16時間しかない。今10人残っておられて、1人1時間でも10時間使ってしまうということです。それから、関連の質疑があるということになればプラスアルファということになりますので、今委員長がおっしゃいましたように、これまでそういうことを加味して1人1時間の持ち時間とか、そういうことになって、結果的に質問しなくても、この決算の報告については了解したよというような方は質問されない。こういうことにもなるのかも分かりません。しかし、今のところ全員が質問に立てるとい環境でございますので、今委員長がおっしゃったような方向で進めていただければいいのではないのでしょうか。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 私はこういうやり方もあると思うんです。例えば、2日間で16時間だったと。そうすると、質問者が例えば5人いたというふうになれば、1人当たり大体2時間から3時間ぐらいはできるということになるので、やはり質問者の数によって配分を考えると一つ一つの考えじゃないかと思うんです。そうしないと、せっかく審議時間があるのに審議ができないで終わってしまうということにならないように私はすべきだと思うので、ぜひ、そういうふうにしていただきたいと思います。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 だから、ある程度ルールを決めればそれでいいんだ。最初に言ったように、通告者は1人1時間と。その範囲を超えない程度で質問を許すということになればいいんじゃないの。そうすると、例えば同一会派だとか、関連する人は2人いれば2人の中でそれをやっていると。だから、極端に言うと、俺と小川委員は同じ会派だけど2人で簡単な話2時間ですよと。その範囲内で質問をやると。その代わり30分で終わっても10分で終わってもいいですよと。持ち時間の範囲ならば。そういうことでしょ。だから、そうすればいいんだよ。それを平等にみんなの数で割ってどうのこうのというからごちゃごちゃになっちゃう。だから、4日間、3日間あったとしても、じゃ、この執行部の説明はどのくらい取るんだということになるんだよ。例えば、4日間あったって、これを執行部に2日も3日もやられたんじゃ質問の時間、なくなっちゃう。そうでしょ。だから、そこら辺の許容範囲という形の中でやってもらえればそれでいいんだよ。中庭委員、それでいいでしょ。

○小泉委員長 ただいま福島委員から御発言をいただきましたのを踏まえまして、まず、ちょっと前後いたしますが、4日間の日程は変えることができませんので、4日間で進めさせていただきます。その中の使い方といたしましては、まず通告制を採用させていただきたいと思いますが、それに関しましてはよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 通告制だと、通告用紙というのは決まっているやつなの。

○小泉委員長 はい。

○福島委員 そうすると、それは事前に配付してくれるんだね。

○小泉委員長 そこは今、諮らせていただきます。

前年に倣いますと、通告の期日も諮らせていただきたいと思いますが、今日の今日というわけではございませんので、2日目、3日目、質疑が2日間というふうになってくるかと思えます。なおかつ時間につきましては、通告者1人当たりの持ち時間をおおむね1時間とさせていただきます、そして全ての通告を通しまして、委員1人当たりの関連質疑の持ち時間をおおむね10分という形を取らせていただきたいと思いますが……

〔「関連は」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 そうすると、1時間というので、これまでどおりのやり方で決めるということなんですけれども、しかし、私は今までやってきた中で、かなり決算特別委員会の時間が早く終わってしまう。だから、そういう点では1時間というとなかなか私にとっては短い、何しろ1年間の様々な、一般会計も特別会計も含めてやるわけだから、少なくとも2時間というふうにはならないのだろうか。

〔発言する者あり〕

○小泉委員長 中庭委員、各委員の皆様方の発言のお時間もルールとして担保しなくてはならないと思いますので、そこはぜひ、御理解をいただきたいと思えます。

○中庭委員 そうすると、1時間のうち実際発言できるのは半分くらいなんです。30分なんです。30分という、例えば一般会計だけで質問できるのは例えば20分ぐらいしかないということで、非常に極めて短いんです。だから、いろいろなことが質問できない。意見も述べられないというのが実態なんです。だから……

○小泉委員長 各委員におきましては……

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 袴塚委員。

○袴塚委員 今、日程はもう決まったので、取りあえず通告の時間をいつの何時にするのか。そして、今福島委員からお話があったので、通告用紙は事務局へ取りに行くのか、それともここで配るのか。その辺について、皆さんにお諮りをしていただいて、そして先へ進めてください。戻っちゃうから。

○小泉委員長 それでは、前年に倣いますと発言通告の期限といたしまして、9月9日木曜日の午後5時、17時とさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 御異議なしと認めます。

そうしますと、まず本日の使い方でございますけれども、皆様方に発言通告をしていただく前段といたしまして、概要説明を執行部よりさせていただきたいと思っております。そして、提出の開始としましては、この説明が終わった後から9月9日、午後5時までという形を取らせていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 これだけ全部通告するには、通告書を先にもらって、説明の段階である程度チェックしていけば簡単にできるわけ。だから、今先にコピーしてきてみんなに配ってください。

○小泉委員長 それでは、通告書に関しましては、ただいま福島委員からお話がありましたとおり事前配付という形でよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それでは……福島委員。

○福島委員 委員長、もう一つ。

質問通告しても重複する問題があるわけです。私と中庭委員と、誰かとか、また、重複しない問題もたくさんあるわけ。そういう問題をどう取り扱うということも決めておいてもらいたいんです。それは、今までやってきた関連質問でやるのか、それとも新たに通告した人が重複しても再度やるのか。その辺の問題。

○小泉委員長 ただいま福島委員からお話がありましたけれども、事前に通告をして、他の委員の方と質問が重複した場合におきましては、基本的に本会議の代表質問、一般質問と同じような形で、各委員に持ち時間が割り振られた状況でございますので、その委員の方の時間の使い方になると思っておりますし、あえて制限してしまうと、別な角度から質疑をしているということもあり得ると思っておりますので、そこはもう、各委員の皆様方にお任せさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

福島委員。

○**福島委員** そうすると、それぞれ通告書を出して、重複する質問があっても、その人が前に答えた質問と重複しないで、また別の角度から質問すると。ただ、難しいことは、通告書ですから同じことが書いてあるということにもなっちゃうわけだね。その点は委員長の計らいでその人に任せると。そういうことでいいんですか。

○**小泉委員長** ただいま福島委員の御発言でございますけれども、やはり質問の内容を伺って見ないと、どれほどの重複かというのは我々にも判断できかねるところでございますので、各会派内で重複するような話に関しましては、事前に会派内で整理をしていただきたいと思いますけれども……福島委員。

○**福島委員** これは、決算委員会ですからね。決算委員会というのは、本日の説明に出るこの数字なの。昨年度の決算の数字が基だよ。でしょ、通告するのは。だから、極端なことを言えば、今後どうなんだとか、あれは今まで何やったんだとか、そういう質問はないわけだ。決算委員会ですから。去年の決算に基づく数字が問題ないか。それともその数字に対して疑いがあるか、それはどのように執行されたか。また今までの、決算書類にある金額がどのように使われたか、それが余っているか、極端なことを言えばコロナ関係ならば別枠にまた使われたとか、その場に応じて支援金だったり、それから給付金だったり、また補助金であったり、いろいろあるわけですよ。だから、委員長のほうで整理してもらいたいのは、あくまでも昨年度の決算に関わる問題が通告されると。こう理解していいんですか。

○**小泉委員長** ただいま福島委員がおっしゃられたとおりでございます。

ちょっと話が2点あったと思うのですがけれども、重複する話、他の委員と重複する話に関しましては、質疑の最中にあまりにも同一の内容である場合には、私のほうからその進行の中でちょっと指摘をさせていただきたいと思います。それ以外で、質疑の内容に関しましては、ただいま福島委員がおっしゃられたとおり決算の委員会でございますので、昨年度の事故繰越以外に関しましては、基本的には執行されたものでございます。それに関しての質疑を皆様方からいただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

中庭委員。

○**中庭委員** 私は、それぞれ同じ問題であっても、例えば国民健康保険等の問題であっても、別な角度から、それからその質問に対して……

○**小泉委員長** それは先ほど申しましたとおり、それは各委員の判断で……

○**中庭委員** 何かそれを委員長が聞いていて、重複しているから発言を少しやめさせるということは、それはできないですね。だから、それはやはりそれぞれ議員の見識に基づいて発言して、この問題についてこう考えるんだということについては、これは当然発言できる話であって、同じ問題だから、同じような角度だからといって、その発言を規制するということはできませんよ。

〔発言する者あり〕

○**中庭委員** いや、発言をちゃんとできるようにするのが委員長の責務であって、委員長が発言の中身について同じだからといって、さっきも話したように規制をしてはならないと思ひますので、よろしくお願ひします。

○小泉委員長 そのほか御意見ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それでは、先ほど委員の皆様方からいただきました意見を基に、決めましたとおり発言通告書の配付をさせていただきます。

では、事務局お願いします。

〔発言通告書配付〕

○小泉委員長 配付漏れはございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それでは、先ほど、各委員の皆様方から御意見をいただきましたとおり、4日間の中で、全員通告制を用いて、9月9日木曜日、午後5時までを通告期限といたしまして、決算特別委員会のほうを進めさせていただきたいと思います。

〔「ちょっと関連だけ。10分でいいんですか」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 恐れ入ります。関連に関しましては、例年を踏襲いたしますとおおむね10分、お一人様当たり全質疑を通しまして10分となっておりますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それでは、そのような形で進めさせていただきたいと思います。

議案説明

○小泉委員長 それでは、執行部からの概要説明に入らせていただきたいと思います。

お願いいたします。

○白田財務部長 それでは、これより説明のほうに入らせていただきます。

説明につきましては、議案書⑥の歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書により説明させていただきます。

議案書⑥の2ページ、3ページをお開き願います。

まず、一般会計の歳入から御説明申し上げます。

第1款市税につきましては、予算に対する収入率は100.4%となっており、調定額に対する徴収率は96.6%でございます。各項ごとの収入率につきましては、1項市民税が100.3%、2項固定資産税が100.4%、3項軽自動車税が100.1%、4項市たばこ税が102.0%、恐れ入りますが、ページを返していただきまして、4ページ、5ページをお願いいたします。

5項入湯税が63.3%、6項都市計画税が100.3%となっております。

第2款以降につきましては、款ごとの収入率を御説明してまいります。

第2款地方譲与税は100.8%、第3款利子割交付金は84.2%、第4款配当割交付金は91.9%となっております。

ページを返していただきまして、6ページ、7ページをお開き願います。

第5款株式等譲渡所得割交付金は近年の株高を反映いたしまして、235.1%となっております。第

6款法人事業税交付金は97.3%、第7款地方消費税交付金は99.1%、第8款ゴルフ場利用税交付金は100.4%、第9款環境性能割交付金は64.8%、第10款国有提供施設等所在市町村助成交付金は95.8%となっております。

ページを返していただきまして、8ページ、9ページになります。

第11款地方特例交付金は101.8%、第12款地方交付税は97.6%、第13款交通安全対策特別交付金は100.8%、第14款分担金及び負担金は83.4%となっております。

ページを返していただきまして、12、13ページをお開き願います。

第15款使用料及び手数料は収入率91.1%となっております。

24ページ、25ページまでお進み願います。

第16款国庫支出金は収入率87.3%と、予算額から約82億円下回っておりますが、約74億円を本年度に繰越したためでありまして、これを加えました実質的な収入率は98.9%となります。

38ページ、39ページまでお進みください。

第17款県支出金は収入率84.0%と、予算額を約17億円下回っておりますが、約9億円を本年度に繰越したためでありまして、これを加えました実質的な収入率は92.3%となります。

50ページ、51ページまでお進みください。

第18款財産収入は収入率24.6%となっております。これにつきましては、ページの最下段になりますが、2項の財産売却収入が見込みより少なかったことなどによるものであります。

ページを返していただきまして、52、53ページをお願いいたします。

第19款寄附金は収入率77.3%となっております。

ページを返していただきまして、54、55ページをお願いいたします。

第20款繰入金は98.0%、第21款繰越金は101.5%、第22款諸収入は90.4%となっております。

68ページ、69ページまでお進みください。

第23款市債につきましては、収入率65.6%で、予算額を約96億円下回っておりますが、約95億円を本年度に繰越したためでありまして、これを加えた実質的な収入率は89.1%となります。

74ページ、75ページまでお進みください。

表の最下段の歳入合計になります。予算現額1,776億1,751万2,683円に対し、調定額1,594億5,081万8,490円で、収入済額は1,569億3,474万3,127円となり、収入率は88.4%となりました。また、不納欠損額は3億1,662万3,868円で、収入未済額は21億9,945万1,495円となりました。

歳入につきましては、以上でございます。

○小嶋議会議務局長 続きまして、歳出でございます。

76ページ、77ページをお願いいたします。

第1款1項1目議会費につきましては、執行率95.9%となっております。主な内容につきましては、議員報酬、議会議務局職員の人件費、議会活動経費などでございます。

○園部総務部長 続きまして、同じページの最下段でございますが、第2款総務費につきましては、執行率は93.5%となっております。

ページを返していただきまして、78、79ページのほうをお願いいたします。

1項総務管理費につきましては、執行率は93.6%となっております。執行内容の主なものにつきましては、1目一般管理費につきましては、特別職及び一般管理事業に従事する職員の給与費、総務事務や契約事務関係経費などがございます。

80、81ページをお願いいたします。

2目財政管理費につきましては、議案作成や予算事務費のほか、財政調整基金等への積立金でございます。4目財産管理費につきましては、庁舎管理費、土地管理費、公共用地先行取得事業会計繰出金などがございます。

ページ飛びまして84、85ページ、7目交通政策費につきましては、自転車通行空間整備、路線バスの運行支援のほか、新型コロナウイルス感染症対策として実施いたしました公共交通事業者緊急支援事業などがございます。8目情報システム管理費につきましては、基幹業務システム経費、個人番号制度関係経費などがございます。

88、89ページをお願いいたします。

下段になります。12目市民センター費につきましては、千波市民センター移転改築工事、緑岡及び寿市民センターの長寿命化改修工事などがございます。

続きまして92、93ページ、14目防災対策費につきましては、令和元年台風第19号の災害廃棄物仮置場の復旧工事、それから災害に備えましての備蓄物資、資機材の整備費などがございます。

96、97ページをお願いします。

最下段になりますが、20目市民会館費につきましては、新市民会館の保留床取得費などがございます。

102、103ページをお開き願います。

26目特別定額給付金費につきましては、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として実施いたしました1人当たり10万円の特別定額給付金でございます。

○白田財務部長 同じページ最下段の2項徴税费につきましては、執行率93.3%で、執行内容の主なものは、市税の賦課と徴収に係る人件費及び事務経費であります。

○園部総務部長 続きまして、106、107ページをお開き願います。

3項戸籍住民基本台帳費につきましては、執行率91.9%となっております。戸籍住民基本台帳に係る事務費、職員給与費などがございます。

○外岡選挙管理委員会事務局長 同じく106、107ページの下段でございます。

4項選挙費につきましては、執行率97.9%となっております。執行内容の主なものにつきましては、1目選挙管理委員会費において選挙管理委員及び事務局職員の人件費などに要した経費でございます。

○小田木市長公室長 続きまして、108ページ、109ページをお願いいたします。

5項統計調査費につきましては、執行率は87.6%となっており、執行内容の主なものにつきましては、統計事務に従事する職員及び国勢調査に係る調査員の人件費等でございます。

○和田監査委員事務局長 110, 111ページをお開きください。

6項監査委員費につきましては、執行率97.8%となっております。執行内容の主なものにつきましては、監査委員及び事務局職員の人件費、各種監査等に要した経費でございます。

○横須賀福祉部長兼福祉事務局長 112, 113ページをお開き願います。

第3款民生費につきましては、執行率92.9%となっております。1項社会福祉費につきましては、執行率は93.9%となっております。執行内容の主なものにつきましては、1目社会福祉総務費において、ひとり親世帯臨時特別給付金や福祉ボランティア会館の管理運営に要した経費、114, 115ページをお開きいただき、2目障害福祉費において各種障害福祉サービスの提供に要した経費、116, 117ページをお開きいただき、3目高齢福祉費において在宅高齢者の生活支援やいきいき交流センターの管理運営に要した経費、118, 119ページをお開きいただき、6目医療福祉費においてマル福制度に係る経費、120, 121ページをお開きいただき、7目後期高齢者医療費において県広域連合への負担金等を執行したものであります。

続きまして、2項児童福祉費につきましては、執行率89.7%となっております。執行内容の主なものにつきましては、1目児童福祉総務費において障害児通所支援サービス等の提供に要した経費や子育て支援・多世代交流センター、子ども発達支援センターの管理運営に要した経費、122, 123ページをお開きいただき、2目児童扶助費において児童手当、児童扶養手当の支給に係る経費、3目保育所費において市立保育所、民間保育所等の運営に係る経費、126, 127ページをお開きいただき、4目放課後児童費において放課後児童健全育成事業に係る経費を執行したものでございます。

続きまして、130, 131ページをお開き願います。

3項生活保護費につきましては、執行率96.8%となっております。執行内容の主なものにつきましては、132, 133ページをお開きいただき、2目生活保護扶助費において被保護者に対する扶助費を執行したものでございます。

続きまして、4項災害救助費につきましては、執行率は60.9%となっております。執行内容の主なものにつきましては、1目災害救助費において令和元年台風第19号の被災者に対する住宅支援や火事などの被災者に対する災害見舞金などを執行したものでございます。

○大曾根保健医療部長 続きまして、同じく132ページ、133ページでございます。

第4款衛生費につきましては、執行率は77.7%となっております。第1項保健所費につきましては、ワクチン接種等に係る繰越しがございますことから、執行率は58.5%となっております。執行内容の主なものとしたしまして、1目保健所管理費につきましては、保健所の職員給与費及び運営費などがございます。

134ページ、135ページをお開きいただきまして、2目医薬費につきましては、公的病院等の支援に係る経費、136ページ、137ページの4目母子保健費につきましては、妊婦健康診査に係る公費負担、138ページ、139ページをお開きいただきまして、6目保健予防費につきましては、各種予防接種費用の公費負担、新型コロナウイルス感染症対応に係る経費などを執行したものでございます。

○佐藤生活環境部長 続きまして、142, 143ページをお開き願います。

2項墓園斎場費につきましては、執行率は69.9%となっております。執行内容の主なものにつきましては、1目墓園埋葬費におきまして公園墓地の維持管理に係る経費のほか、144ページ、145ページの2目斎場費におきまして斎場の運営管理に係る経費を執行したものであります。

続きまして、146、147ページをお開き願います。

3項清掃費につきましては、執行率88.4%となっております。執行内容の主なものにつきましては、148ページ、149ページの2目塵芥処理費におきまして、ごみの収集運搬、処理に係る経費のほか、150ページ、151ページの3目し尿処理費におきまして、し尿の収集運搬、処理に係る経費を執行したものであります。

○白田財務部長 恐れ入りますが、154ページ、155ページをお願いいたします。

4項上水道費につきましては、水道事業会計への繰出金でございまして、繰越金がありますことから、執行率は59.2%となっております。

○鈴木産業経済部長 同じページ、第5款労働費、1項労働諸費につきましては、執行率は87.8%となっております。執行内容の主なものは、水戸市勤労福祉サービスセンターに対する補助のほか、勤労ガイドブックの作成など就労支援事業を執行したものであります。

下の段、第6款農林水産業費につきましては、執行率は73.7%となっております。1項農業費につきましては、執行率は73.6%となっており、執行内容の主なものにつきましては、158、159ページにまいりまして、3目農業振興費におきまして青年就農支援事業のほか、学校給食における地場農産物の活用促進事業や水戸産農産物を活用した一人暮らしの学生支援事業等を執行したものであります。

ページを返していただきまして、5目農地費につきましては、排水路の整備、県営都市改良事業に対する負担金などの農業基盤整備のほか、農業集落排水事業への繰出金として執行したものであります。

ページを返していただきまして、162、163ページでございまして、7目植物公園再整備費につきましては、鑑賞大温室をはじめとする施設の改修工事等を執行したものであります。8目水田農業対策費につきましては、米の経営所得安定対策事業等を執行したものであります。

ページを返していただきまして、164、165ページにまいりまして、2項林業費につきましては、執行率は92.5%となっており、執行内容の主なものは、市有林の管理等に要する経費を執行したものであります。3項水産業費につきましては、執行率は100%となっており、執行内容の主なものは、漁業組合に対する補助等を執行したものであります。

ページを返していただきまして、166、167ページでございまして。

第7款1項商工費につきましては、執行率は76.0%となっております。執行内容の主なものにつきましては、2目商工業振興費といたしまして、中小企業等を対象とした市制度融資における利子補給や商店街の活性化、創業支援、企業立地促進補助等のほか、新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策として各種支援金を執行したものであります。

ページを返していただきまして、3目観光費につきましては、偕楽園・千波湖周辺や弘道館・水戸城跡周辺の魅力づくり、広域観光の推進のほか、新型コロナウイルス感染症に係る緊急対策として、観光関連事業者に対する事業継続や活動の支援等を執行したものであります。

○渡邊建設部長 続きまして、170、171ページをお開きください。

第8款土木費につきましては、執行率は65.6%となっております。1項土木管理費につきましては、執行率96.3%となっております。1目土木総務費、2目建築指導費ともに職員給与等が主なものでございます。

次に172、173ページをお開きください。

2項道路橋りょう費につきましては、執行率70.2%となっております。1目道路橋りょう総務費につきましては、道路管理事務に関わる職員給与等でございます。

ページを返していただきまして、174、175ページをお開きください。

2目道路橋りょう維持費は舗装道路の維持補修及び橋りょうの定期点検を行ったものでございます。

ページを返していただきまして、176、177ページをお開きください。

3目道路新設改良費は、酒門358号線などの道路新設改良事業や狭あい道路整備、側溝新設改良事業を行ったものでございます。

ページを返していただきまして、178、179ページをお開きください。

4目交通安全施設整備費につきましては、寿8号線をはじめ通学路の整備等、交通安全対策を行ったものでございます。5目橋りょう新設改良費につきましては、水門橋ほか4橋の長寿命化修繕工事を行ったものでございます。3項河川費につきましては、執行率77.4%となっております。1目河川総務費につきましては、河川事務に関わる職員給与等でございます。

ページを返していただきまして、180、181ページをお開きください。

2目排水路費につきましては、平須町をはじめとした排水路の整備を行ったものでございます。3目河川改良費につきましては、石川川ほか1河川の改修を行ったものでございます。

○加藤都市計画部長 続きまして、182、183ページをお開き願います。

4項都市計画費につきましては、執行率は61.6%でございます。主な内容でございますが、1目都市計画総務費では、水戸協同病院周辺の道路整備のほか、泉町1丁目北地区市街地再開発事業補助金及び内原駅橋上駅舎建設負担金等でございます。

184、185ページをお願いいたします。

4目街路整備事業費では、都市計画道路3・3・2号中大野中河内線（松が丘工区）のほか、都市計画道路3・4・149号赤塚駅西線等、都市計画道路の整備でございます。

188、189ページをお開き願います。

6目公園費におきましては、（仮称）東部公園の整備のほか、千波湖増水施設整備事業に係る工事費等でございます。

190、191ページをお開き願います。

5項住宅費につきましては、執行率86.7%でございます。

192、193ページをお願いいたします。

主な事業内容でございますが、2目住宅建設費では、2か年継続事業の2年目として、河和田住宅建て替え事業（第9期）及び砂久保住宅建て替え事業を進めたものでございます。

○大内消防次長 続きまして、同じく192, 193ページの第9款消防費, 1項消防費につきましては、執行率が93.6%となっております。執行内容の主なものにつきましては、194, 195ページ上段までの1目常備消防費におきまして、職員給与費, 消防救助, 救急業務等に係る経費, 茨城消防救急無線・指令センターの運営に係る負担金を執行したものでございます。

196, 197ページをお開きください。

3目消防施設費におきまして、南消防署移転改築事業に係る経費のほか、消防ポンプ自動車等の購入に要し、経費を執行したものでございます。

○増子教育部長 続きまして、198, 199ページをお開きください。

第10款教育費につきましては、執行率は73.9%となっております。1項教育総務費につきましては、執行率は89.2%となっております。執行内容の主なものにつきましては、200, 201ページをお開きいただき、3目総合教育研究所費において、水戸スタイルの教育の推進に要した経費などでございます。

次に、202, 203ページをお開きください。

2項小学校費におきましては、執行率64.4%となっております。執行内容の主なものにつきましては、1目小学校管理費において、1人1台教育用タブレット端末等の整備に要した経費のほか、ページを返していただきまして、204, 205ページをお開きいただき、3目小学校建設費において、吉田小学校及び上大野小学校の長寿命化改良事業の実施のほか、見川小学校校舎改築事業に要した経費などでございます。

次に、206, 207ページをお開きください。

3項中学校費につきましては、執行率57.8%となっております。執行内容の主なものにつきましては、1目中学校管理費において、1人1台教育用タブレット端末等の整備に要した経費のほか、ページを返していただきまして、208, 209ページをお開きいただき、3目中学校建設費において、校舎トイレの洋式化工事や学校の高速大容量通信ネットワーク整備工事に要した経費などでございます。

次に、210, 211ページをお開きください。

4項幼稚園費につきましては、執行率97.6%となっております。執行内容の主なものにつきましては、ページを返していただきまして、212, 213ページをお開きいただき、3目私立幼稚園費において、私立幼稚園等の施設型給付に要した経費などでございます。次に、5項社会教育費につきましては、執行率82.5%となっております。執行内容の主なものにつきましては、1目社会教育総務費において、水戸城二の丸角櫓の復元に要した費用のほか、ページを返していただきまして、214, 215ページをお開きいただき、2目図書館費において、学校図書館支援事業や指定管理者による図書館運営に要した経費などでございます。

○川上市民協働部長 224, 225ページをお開きください。

6項保健体育費につきましては、執行率は90.5%となっております。執行内容の主なものにつきましては、2目体育施設費は各種スポーツ施設の運営に要した経費であり、226, 227ページをお開きいただき、3目学校給食共同調理場費は共同調理場の運営に要した経費でございます。

○鈴木産業経済部長 228, 229ページをお願いいたします。

第11款災害復旧費, 1項農林水産施設災害復旧費, 1目農業用施設災害復旧費につきましては、執行率

は97.9%となっております。執行内容の主なものにつきましては、令和元年の台風第19号により被災した農業用施設等の復旧事業を執行したものでございます。

○**渡邊建設部長** 続きまして、2項土木施設災害復旧費につきましては、執行率75.4%となっております。1目道路橋りょう災害復旧費につきましては、令和元年台風第19号に伴う災害復旧工事等を行ったものでございます。

○**大内消防次長** 続きまして、3項消防施設災害復旧費につきましては、執行率は93.4%となっております。執行内容につきましては、1目消防施設災害復旧費におきまして、令和元年台風第19号により被災した北消防署飯富出張所の復旧事業に係る経費を執行したものでございます。

○**川上市民協働部長** 4項教育施設災害復旧費につきましては、執行率95.8%となっております。執行内容につきましては、令和元年の台風第19号で被災した市民運動場を復旧するための経費でございます。

○**白田財務部長** ページを返していただきまして、230、231ページをお願いいたします。

第12款公債費につきましては、市債の償還元金と利子などでありまして、執行率は99.2%であります。第13款予備費につきましては、当初予算1億円に補正予算1億円を加えました2億円から新型コロナウイルス感染症対応などに1億7,144万7,715円を充用したところであります。

表の最下段でございますが、歳出合計になります。予算現額1,776億1,751万2,683円に対しまして、支出済額は1,514億1,535万4,357円で執行率は85.2%であり、翌年度繰越額164億5,693万9,976円を加えました実質的な執行率は94.5%となり、不用額は97億4,521万8,350円となりました。

一般会計の決算の説明につきましては、以上であります。

○**大曾根保健医療部長** ここから各特別会計につきまして、御説明申し上げます。

初めに、国民健康保険会計について、御説明いたします。

240、241ページをお開き願います。

国民健康保険会計の歳入総額でございますが、最下段に記載のとおり224億2,378万1,788円、予算に対する収入率は99.8%でございます。

主なものは、第1款国民健康保険税、第4款県支出金でございます。

続きまして、歳出でございます。252、253ページをお願いいたします。

最下段でございますように、歳出総額は214億8,850万586円、執行率は95.7%となっており、主なものは、第2款保険給付費、第3款国民健康保険事業費納付金でございます。

○**鈴木産業経済部長** 続きまして、256、257ページをお願いいたします。

公設地方卸売市場事業会計の決算につきまして、御説明申し上げます。

本会計は、歳入総額が258,259ページのとおり15億9,911万5,550円で、予算に対する収入率が102.7%となっており、主なものは、第1款の市場使用料や施設使用料、第2款の市場整備事業に係る国庫補助金、第5款の繰越金でございます。

262、263ページにまいりまして、歳出総額は10億394万8,807円で、予算に対する執行率は64.5%となっており、主なものは、市場の管理運営に要する経費のほか、市場の再整備に要する経費、

市債の償還金を執行したものであります。

266, 267ページをお願いいたします。

駐車場事業会計の決算につきまして、御説明いたします。

本会計は、歳入総額が1億7,639万6,302円で、予算に対する収入率は104.6%となっており、主なものは、第1款の赤塚駅北口駐車場使用料及び第2款の一般会計からの繰入金であります。

歳出総額は268,269ページのとおり1億6,247万7,864円で、予算に対する執行率は96.3%となっており、主なものは、赤塚駅北口駐車場の管理運営に要する経費及び駐車場整備に係る市債の償還金を執行したものでございます。

○白田財務部長 続きまして、272,273ページをお開き願います。

農業集落排水事業会計の決算につきまして、御説明いたします。

276,277ページをお願いいたします。

最下段の歳入合計欄のとおり、収入済額は8億8,246万1,471円で、予算に対する収入率は93.2%となっております。歳入の主なものは、第2款1項の農業集落排水処理施設使用料、第5款1項の一般会計繰入金であります。

280,281ページをお開き願います。

最下段の歳出合計欄のとおり、支出済額は8億4,742万1,585円で、予算に対する執行率は89.5%となっております。歳出の主なものは、集落排水事業の維持管理に要する経費や災害復旧等工事、市債の償還金であります。

農業集落排水事業会計の決算は以上でございます。

○加藤都市計画部長 続きまして、東前第二土地区画整理事業会計について、御説明いたします。

恐れ入ります、284,285ページをお開き願います。

歳入でございますが、保留地売払収入及び前年度剰余繰越金等が主なもので、総額は287ページのとおり2億1,953万8,692円、予算に対する収入率は69.0%でございます。

歳出でございますが、288,289ページをお開き願います。

支出の主なものは、各道路築造費や上水道工事委託等でございます。歳出総額は291ページのとおり9,022万8,564円、執行率は28.3%でございます。

説明は以上でございます。

○園部総務部長 続きまして、294,295ページをお開き願います。

公共用地先行取得事業会計につきましては、歳入総額は1億7,004万4,199円、収入率は99.7%であり、公債費に対する一般会計繰入金でございます。

296,297ページをお開き願います。

歳入総額は1億7,004万4,199円、執行率は99.7%であり、新ごみ処理施設用地等の先行取得事業債に係る元利償還金でございます。

○横須賀福祉部長兼福祉事務所長 続きまして、介護保険会計について、御説明いたします。

306,307ページをお開き願います。

本会計の歳入総額は、最下段記載の249億2,068万5,584円で、予算に対する収入率は100.4%となっております。主なものは、第1款の保険料、第3款国庫支出金、第4款支払基金交付金、第5款県支出金であります。

320, 321ページをお開き願います。

歳出総額は239億484万81円で、執行率は96.3%となっております。主なものは、第2款の保険給付費、第3款地域支援事業費であります。

続きまして、介護サービス事業会計について、御説明いたします。

324, 325ページをお開き願います。

本会計の歳入総額は5,112万7,067円、予算に対する収入率は110.4%となっております。主なものは、第1款のサービス収入でございます。

326, 327ページをお開き願います。

歳出総額は4,463万7,863円で、執行率は96.4%となっております。主なものは、第1款指定介護予防支援事業費において、要支援者に対するケアマネジメントに係る経費を執行したものであります。

○大曽根保健医療部長 続きまして、後期高齢者医療会計について、御説明いたします。

332, 333ページをお開き願います。

本会計の歳入総額は、最下段に記載のとおり35億9,246万3,295円、予算に対する収入率は92.1%となっております。主なものは、第1款後期高齢者医療保険料でございます。

次に、336, 337ページをお開き願います。

歳出総額は最下段に記載のとおり35億8,981万475円、執行率は92.0%となっております。主なものは、第2款後期高齢者医療広域連合納付金でございます。

○横須賀福祉部長兼福祉事務所長 続きまして、母子父子寡婦福祉資金会計について、御説明いたします。

340, 341ページをお開き願います。

本会計の歳入総額は1,022万3,223円で、予算に対する収入率は73.0%となっております。主なものは、第2款諸収入において福祉資金貸付金の元利収入でございます。

342, 343ページをお開き願います。

歳出総額は173万261円で、執行率は12.4%となっております。主なものは、第1款母子父子寡婦福祉資金費において、システムの保守点検や改修委託及び福祉資金の貸付に係る経費を執行したものでございます。

○小田木会計管理者兼会計課長 続きまして、346ページをお開きください。

このページからは、一般会計と特別会計の実質収支に関する調書でございます。一般会計につきましては、歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額から、翌年度へ繰り越す財源となる継続費通次繰越額等を差し引いた実質収支額は39億3,922万9,000円でございます。

次ページの国民健康保険会計から、356ページの母子父子寡婦福祉資金会計までの10の特別会計の実質収支に関する調書につきましては、後ほどお目通しをお願いいたします。

○園部総務部長 続きまして、財産に関する調書について、御説明いたします。

358, 359ページをお開き願います。

1, 公有財産のうち, (1)土地及び建物につきましては, まず, 土地の決算年度末現在高は最下段になりますが, 合計750万4,196.92平米で, 前年度末より3万8,536.25平米の減となっております。新ごみ処理施設アクセス道路用地の区分変更等による減でございます。建物の延べ面積は, 木造及び非木造をあわせ, 合計96万3,769.33平米で, 前年度末より3万5,670.12平米の増となっております。新ごみ処理施設の建設などによる増でございます。

360ページをお開き願います。

(2)山林につきましては, 面積22万2,911平米で, 増減はございません。

(3)動産につきましては, 該当するものはございません。

(4)物権は, 地上権で154.57平米増の11万6,431.97平米, (5)無体財産権は, ふくゆいの著作権を登録し, 著作権1件, 商標権7件となっております。

(6)有価証券は, 株券が4,141万円で増減はございません。

361ページを御覧ください。

(7)出資による権利につきましては, 茨城県信用保証協会への損失補償寄託金の増により, 年度末現在高の合計は, 362ページの合計欄のとおり8億6,360万5,000円となっております。

(8)財産の信託の受益権については, 該当するものはございません。

○小田木会計管理者兼会計課長 続きまして, 363ページから366ページまでの物品について, 御説明いたします。

取得価格が1件100万円以上の重要物品につきましては, 決算年度中に移動のあった物品は, 区分欄に記載した130品目のうち16品目で, 内訳は, 増加したものが12品目, 減少したものが4品目となっております。

次に, 367ページを御覧ください。

債権につきましては, 決算年度の翌年度以降に収入となる債権の決算年度中の増減額と年度末の現在高の状況でございます。

1行目の市民税個人現年課税分につきましては, 令和2年度に賦課した特別徴収額のうち令和3年度の4月と5月に徴収する金額でございます。以下, 地域改善対策住宅新築資金等貸付金から母子父子寡婦福祉資金貸付金までのそれぞれの債権につきましても, 翌年度以降に収入となる金額でございます。

○白田財務部長 ページを返していただきまして, 368ページをお願いいたします。

4, 基金につきましては, 財政調整基金をはじめ18基金の総額は, 令和2年度中に2億6,821万9,000円増加し, 年度末残高は39億8,774万円でございます。また, 下段の表, 定額資金運用基金である土地開発基金の現在高は, 現金と不動産をあわせまして25億7,000万円であり, その内訳は記載のとおりでございます。

以上をもちまして, 令和2年度決算の概要説明を終了させていただきます。よろしく願いいたします。

○小泉委員長 以上で, 執行部の説明は終わりました。

それでは, この際, 資料請求について, お諮りいたします。決算審査に係る資料の請求について, 発言通

告書と同様、委員長宛てに9月9日木曜日、午後5時までに御提出いただくということでいかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それでは、9月9日木曜日、午後5時までに御提出をお願いいたします。

なお、資料請求についてでございますが、昨年度の当委員会の審査決定報告書におきまして、質疑内容と資料請求の整合性について精査されたいとの意見が出されたところでございます。本年度の資料請求に当たりますには、この報告書の趣旨を十分に尊重していただき、資料請求をお願いしたいと存じますので、御理解と御協力をお願いいたします。

なお、この後、資料請求の用紙を配付させていただきたいと思っております。

では、今、配付させていただきます。

〔資料請求用紙配付〕

○小泉委員長 なお、ただいまの私の発言を一部補足させていただきます。先ほど申しました資料請求の整合性の部分でございますが、質疑の内容と著しくかけ離れた資料請求がないようにということでございますので、皆さん、質疑のための資料請求のほうをお願いしたいと思います。もし、あまりにもというときには、正副委員長で図らせていただきたいと思いますので……中庭委員。

○中庭委員 私は発言する場合は、当然資料がなければ発言できないと思います。そして、この決算委員会は2日にわたって質疑しなければならぬと。委員長のほうでこれは関連がないから請求しないということにはならないように、やはり私たちの資料請求の趣旨を尊重してやっていただきたいと思うんですけども、委員長の判断でこの請求は駄目だというふうにならないように、私たちの資料請求を尊重していただきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○小泉委員長 福島委員。

○福島委員 やはり、先ほど委員長が言われたように、資料請求というのは議員が質問権の範囲内でやっているのだから、当然出た資料が、通告書の中に必要性が認められない場合は、じゃ、何でも全部出せということになっちゃうでしょ。だから、今回の資料請求は、あくまでも決算に対する質疑の内容に応じた資料請求だから、先ほど言ったように委員長はきちんと整理してください。

○小泉委員長 まず、一旦今の話……

〔発言する者あり〕

○小泉委員長 昨年度の委員会の報告書において、本会議の場でこちらのほうが申し述べられたということございまして、ただいまの中庭委員の意見もありますし、福島委員の御発言もありましたけれども、ぜひ委員の皆様方にお任せをさせていただきたいと思っておりますけれども、基本的な考え方といたしまして、確認をさせていただきますと、質疑を行う項目の関連の資料請求ということでお願いをさせていただきたいと思っております。

皆さん、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 この決算資料を見ただけでは、なかなかその中身が分からないわけです。資料をもらわなければ

ば分からないところはいっぱいあるわけです。だから、その点で今言ったように、この問題は関係ないから駄目だという拡大解釈をしてしまうと、私たちの資料請求ができなくなってしまうということなので、そして、今の水戸市がどういう政治をやっているのか、どういうことをしているのかが、やはりよく分からなければ質疑ってできないわけです。そしてまた、質問時間も制限されているんです。要するに1時間と。ずっと前ですけれども、私たちが委員になったときには時間制なんてなかったわけです。だから、そういう点では十分な審査ができるようにするためには、やはり資料がなければできないんです。だから、その点を委員長に認識していただいて、これが駄目だ、あれが駄目だというふうにならないように私たちの資料請求を尊重していただきたいと思います。

○小泉委員長 まずもって、ただいま御説明させていただいた決算審査の内容に関しましては、各委員の皆さんの席に前もって配付させていただいております関係資料という形でまとめてありますけれども、こちらで賄い切れない部分に関しましては、補完する意味でもぜひ資料請求を、それは各委員の皆様方の権利でございますので、ぜひ、用紙のほうを提出していただければと思います。

ただ、あくまでも、やはり質疑に関連する資料請求のほうを前提としてお願いをさせていただきたいと思っています。

福島委員。

○福島委員 これは、令和2年度の決算委員会なんだから、あくまでも令和2年度以外は駄目だからね。それが、ほかのことに流用されるようなことがあってはならない。あくまでも委員長は令和2年度分の決算委員会の委員長なんだから。それが遡るとか、またほかに波及効果があるようなことは絶対やってもらいたくない。

○小泉委員長 中庭委員。

○中庭委員 例えば、国民健康保険税の収入はどうだったのか、収納率がどうだったのか、滞納者がどうなったのかというのは、これは前の年と比べて比較しなければならないわけなんです。だから、そういう点では過去に遡ってきちんと資料がなければ、私たちは、きちんとした発言ができない。その点では資料を前の年と比べてどうなんだということも含めて、ちゃんと私たちの請求を認めていただきたいと思っています。

○小泉委員長 関連する資料請求ということで、各委員の皆様方の御協力をお願いさせていただきたいと思っています。もしも、あまりにもかけ離れた場合には正副委員長に一任をいただきたいと思っていますので、その件に関しましてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それでは、委員会の審査日程が、本日を除きまして3日間となっておりますので、今後の審査の日程や発言通告の進め方等につきましては、正副委員長に御一任をいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○小泉委員長 それでは、そのようにさせていただきます。

なお、次回の委員会は9月21日火曜日、午前10時から開催をさせていただきます。

それでは、本日の委員会はこの程度をもちまして、散会させていただきます。

御苦労さまでした。

午後 2時24分 散会